



こども活動団体の施設使用料を免除します



こども活動団体とは

○メンバーの半数以上が銚子市内に住んでいる中学生以下の方で構成する団体
(使用の際に指導者や保護者の引率が必要です)

使用料が免除になる施設

- 市民センター（小畑新町）0479-22-0340
- 中央地区コミュニティセンター（新生町）0479-22-0340
- 東部地区コミュニティセンター（本 町）0479-22-0340
- 海上地区コミュニティセンター（松岸町）0479-22-0340
- 豊里地区コミュニティセンター（笹本町）0479-22-0340
- ジオパーク・芸術センター（八木町）0479-23-8710
- 市体育館（前宿町）0479-24-9559
- 市野球場（前宿町）0479-24-9559
- スポーツコミュニティセンター（西小川町）0479-24-9559

施設を利用するには

※くわしい内容や予約方法は各施設へお問い合わせください。



銚子市教育委員会社会教育課